防災情報 －災害から身を守るために－【避難場所と避難所】

幌延町では、災害対策基本法に基づき、平成29年２月に**「指定緊急避難場所」**と**「指定避難所」**を指定しました。

指定された避難場所と避難所には、標識板（幌延町生涯学習センター、問寒別生涯学習センター、国際交流施設は、入口ガラス面に貼るステッカータイプ）を設置しています。

標識板には、災害の種類とその横に○または×印が表示されています。**○印はその災害が起きた際に避難できる場所**ということを意味します。なお、**×印はその災害の避難場所として適していない**という意味ですので、災害発生時に間違えることのないように、普段からの確認をお願いします。

標識板のイメージ

指定緊急避難場所	避難できる災害の種類				
	地震	土砂	洪水	津波	火災
幌延小学校	○	○			○
幌延小学校グランド	○				○
幌延中学校					○
幌延中学校グランド	○				○
問寒別小中学校	○	○	○		○
問寒別小中学校グランド	○				○
幌延町生涯学習センター	○	○	○		○
問寒別生涯学習センター	○	○			○
幌延町総合体育館	○	○	○		○
国際交流施設	○	○	○		○
問寒別町民会館	○	○			○
各地区集会所					○
各地区生活改善センター（下沼を除く）					○
各地区グランド（下沼を除く）	○				○
下沼生活改善センター		○	○		○
下沼寿の家	○	○	○	○	○
下沼地区グランド	○	○	○	○	○

指定避難所
幌延小学校
問寒別小中学校
幌延町生涯学習センター
問寒別生涯学習センター
幌延町総合体育館
国際交流施設

○指定緊急避難場所
・災害等により迫っている危険から、命を守るために一時的に避難する場所です。

○指定避難所
・被災した方が災害の危険性がなくなるまで必要な期間生活する場所です。
・災害により家に戻れなくなった方が一時的に滞在する場所です。

※避難所は、災害の種類や規模などにより、開設する施設をその都度決定します。
※臨時的に、役場等その他の施設が避難所になる場合があります。

幌延町では、「幌延町防災ハザードマップ」を作成し、町広報誌平成29年11月号と一緒に配布しています。

配布以降に幌延町に転入された方など、ハザードマップの配布をご希望の方は、役場総務財政課 総務グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：５－1111 告知端末機：５－8811